ある。この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍のＰＡＺ（③②(i)(イ)で述べるＰＡＺをいう。以下同じ。）内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

施設敷地緊急事態：

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にＰＡＺ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難をしなければならない。

全面緊急事態：

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、ＰＡＺ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＵＰＺ（③②(i)(ロ)で述べるＵＰＺをいう。以下同じ。）内においても、ＰＡＺ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

(ロ)　具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「ＥＡＬ」という。）を設定する。具体的なＥＡＬの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組み（表2）及び下記(ハ)を踏まえ原子力事業者が行う。

(ハ)　ＥＡＬの運用

原子力事業者は、上記(ロ)を踏まえたＥＡＬの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したＥＡＬの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。原子力規制委員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

(ii)　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

(イ)　基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には前記(i)の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1－1から1－3までの後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から一日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、一週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

なお、核燃料施設においては、事故の状況によっては主としてアルファ核種が放出され、空間放射線量率に基づいて飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を特定することが困難となる場合がある。この場合、ＵＰＺ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(ロ)　具体的な基準と防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「ＯＩＬ」という。）を設定する。防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をＯＩＬに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するＯＩＬの初期設定値として設定した内容を、表3にまとめる。同表の値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定したものである。

(ハ)　今後の検討等

本来、ＩＡＥＡでは、まず緊急時に住民等を最適に防護するための基準（包括的判断基準）を定め、そこからＯＩＬを導出することとしている。このため、我が国としても、今後、ＩＡＥＡからＯＩＬの導出に係る情報が公表され、我が国におけるＯＩＬの検討に必要となる環境が整った際には、前記の導出の考え方を考慮して包括的判断基準からＯＩＬを算出し、今回設定したＯＩＬの見直しを検討する。また、ＯＩＬの初期設定値は、緊急事態の特性が初期設定値の条件と異なる場合は変更することが望ましい。ＯＩＬの初期設定値の変更の在り方や、放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくＯＩＬの設定についても検討する。さらに、今後、ＩＡＥＡ等の国際機関による防護措置の体系の検討状況も踏まえ、必要に応じて本指針の改定を行う。